

7. 公害苦情の状況

当市の公害苦情は、大気汚染や典型7公害以外のその他の苦情が多くなっています。平成18年度から平成22年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。このうち、件数の多い大気汚染の苦情としては野焼きに関するもの、その他の苦情としては、不法投棄に関するものが大部分を占めています。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
18	108	32	9	0	3	0	0	10	54
19	118	49	8	0	5	0	0	0	56
20	149	41	7	0	0	1	0	13	87
21	142	34	12	1	5	0	0	6	84
22	116	19	5	1	3	0	0	3	85

平成22年度の公害苦情件数の内訳を見てみると、その他に分類される苦情が全件件数の約73%を占めています。その他の中では、約90%を不法投棄が占めています。

また、大気汚染は全件件数の約16%を占めており、そのすべてが野焼きに関する苦情でした。

平成20年度から平成21年度にかけて苦情件数は増加していましたが、平成22年には過去年度並みの公害苦情件数となりました。しかし、その他の苦情の中でも不法投棄に関する苦情が依然として大半を占めており、防止策を講じていく必要があると考えられます。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を棄てると土壌や水質等環境を汚染する可能性もあります。みだりに廃棄物を棄てるのはやめましょう。